2107

曹洞教會修證義大意　全

曹洞宗務局撿閱

東京圖書館藏

特51
515

方氏脈法

明生明死佛家之
一大事因緣也

總持現住楳仙敬書

宗意安心非有出家在家之別。修證義亦然。然人或謂專爲出家著者。余則曰其有益於在家却大矣。蓋衲子本分固不假修證。欲參究乃祖之遺訓。則宜繙正法眼藏。豈此小册子佔畢之事哉。余有見於此。頃者述修證義大意。刊行于世。若夫辭句。不論巧拙。一取於單簡淺近易解。以爲在家得宗意安心之筌蹄焉耳。

明治辛卯五月　北漸道人俔識

曹洞教會修證義大意

曹洞宗の安心は生死の道理を明らめ即ち心これ佛なることを覺りて此身此まゝ佛の境界と成なりこれ難きことにあらず我等衆生迷ふが故に凡夫なり悟るが故に佛なりと知のみ大釋迦牟尼佛は今をさる三千年の昔し天竺に生れたまひ其國王淨飯王の太子たり十九歳にして出家し修行したまふこと僅に十二年つひに正覺をとりて佛と成たま今り達摩大師は南天竺國王の太子出家して禪宗の初祖と成たまひ承陽大師は我日本人皇六十二代村上天皇九世の孫久我通親公の第三子出家して我曹洞宗の宗祖と成たま

ひしなり然れば人間の身をもちて佛の位に入は疑ふべきにあらず大方の出家等は佛や祖師と同じ修行をなして悟ると雖も在家の人々は斯の如き修行をなす暇なければとて及ばぬことゝ自から思ひ棄べからずたゞ釋迦牟尼佛を始め諸の祖師たちが一切衆生のために艱難の修行をなして覺りたまひし我も佛も差別なき教を承たまわり一心に信仰して疑はずよく因果の道理を辨へ日々に行ひの悪道邪見に墮ざるやうに致しゆき此はか別にさとりなど求むる念もなく終に一念不生の境界に至る斯の如くなれば則ち此身此まゝ佛の境界にして未來成佛など疑ひあるべか

らず然れば修行とて強ちに難行苦行を作にも及ばず悟るとて澁難きことを考ふるにも及ばずたゞ身の行ひを正くして道に違ふことなきを修行としり我心すなはち是佛と證らむるをさとりとしるべしたゞ佛の位に入につき心得べき次第あり佛の位に入てのち行ふべき仕業ありこれ宗祖の教なりすなはち分ちて四の文句に約まれり之を懺悔滅罪と云ひ受戒入位と云ひ發願利生と云ひ行持報恩と云ふ今こゝに之を容易く說あかずべし

懺悔滅罪

懺悔滅罪とは己が今まで知ず識ずに造り作りし悪業を悪

しとこりて後悔し之を復たびすべからずと心の内に決定するを懺悔と云ひ懺悔の功徳に依て罪業の消滅する之を滅罪と云ふこれ罪根を消滅するなり罪根とはすなはち罪を造り出す根本なり即ち心にある罪なり此罪根を消滅すれば心すなはち清淨にして凡夫にはあらざるべしたゞ肉身の淺ましさは一旦罪業を消滅しながら或ひは縁に觸れて見るにつけ聞につけまた惡念を生ずることあるべし惡念生ずれば必す惡業を造るべしこれ惡業なりとこゝろづかば即座に懺悔すべし懺悔すれば則はち心安樂なり斯の如く幾度もなすうちには終に惡業を造られざるに成ゆくべ

し懺悔せんと欲せば先まさに我昔所造諸惡業皆由無始貪瞋痴從身口意之所生一切我今皆懺悔と唱ふべし此文の意は我々が昔より造る所の諸のあしき仕業は皆これ貪瞋痴の三毒による此三毒は即ち己れが身と口と意との三より生ずるなりとこりて深く之を悔ひ再たび斯の如き惡業を造るまじと自ら誓ふを云ふなり貪とは何ごとに限らず己れの分外をむさぼるをいふ瞋とは常に心の内にいかりを貯へ事に觸れて忽ち發し他を苦め己れを苦む俗に謂ゆる腹立根性なるものをいふ痴とは都て是非を辨へること能はず他人の言ところ作ところ皆惡しと思ひ己れの作とこ

ろ言ところのみ善と思ひ信ずるなり此三のものに迷はされ終に罪悪の身となり悪道に堕て長き苦しみを受るに至る故に此三をば三毒と云ふなり夫懺悔の功徳力もろ〳〵の罪業を消滅して安楽ならしむる譬へば人に對して圖らず不義をなし心に快よからず久しく苦しき想ひありしも一旦その人に向ひて不義なる罪を詫びその人これを赦したるとき我心の苦しみ忽ち消滅して安楽なるが如し懺悔に兩の儀あり一つを理の懺悔と云ひ一つを事の懺悔と云ふ理の懺悔とはこゝろづきしとき忽ち心の内にて獨り自ら懺悔ずるなり事の懺悔とは佛前或は戒師の前に於て自

ら作りし罪業を白狀して懺悔するなり事の懺悔をなすには其儀式あり戒師の教に順ふて行ふべし

受戒入位

受戒入位とはまた難きことにあらずたゞ佛祖正傳の戒法を受て直に佛の位に入るなり戒法を受るには先三歸戒を受るなり三歸とは佛法僧の三寶に歸依するなりすなはち南無歸依佛南無歸依法南無歸依僧と唱るなり佛はこれ正法を説て安心の道を教へたまふ大師なるが故に歸依し法はこれ煩惱毒悪の病を療ずる良薬なるが故に歸依し僧は倶にこの佛道を修行する良友なるが故に歸依す南無とは我を

救ふといふ意味なり斯の如く三寶に歸依するとき我心たちまち清淨なることを得てすなはち佛の位に入なり故に梵網經には衆生佛戒を受れば即ち諸佛の位に入る位大覺に同ふし已る眞に是諸佛の子なりと說玉へり次に三聚淨戒を受るなり第一に攝律儀戒とて律儀に背く惡き仕業ハ一切作べからずといましめ第二に攝善法戒とて正法に協ふ善事は都て之を行ふべしといましめ第三に攝衆生戒とて慈悲の心を以て衆生に對し衆生を救ひ衆生に利益を與ふべしといましむる之を三聚淨戒と云ふまた次に十重禁戒を受るなり第一に生るものを殺すを禁じ第二に他の物

を盜むを禁じ第三に夫婦にあらずして邪しまなる婬を犯すを禁じ第四に虛妄僞詐を言を禁じ第五に酒を酤を禁じ第六に他人の惡事を說を禁じ第七に己れを讃て他人を毀るを禁じ第八に人に對し法を說き事を敎へ財寶を與ふるに惜むを禁じ第九に人に對して瞋恚を禁じ第十に佛法僧の三寶を謗るを禁ず之を十重禁戒といふ是れ釋迦牟尼佛より代々世々の祖師に傳ハりて今の世の出家等に傳はりし戒法なるを今また在家の人々にも同じく之を傳ふるなり抑も戒とはいましめと云ふことにて人は人の道あれば人の道に違ふ事は必ず作べからずと決定する心即ち是戒

なり夫我宗の戒は他宗の戒法と異なり既に受るとはいへども固より人々に生れつき備りたる戒にして他より別に受とるにはあらずたゞ佛の教によりて發得するのみ即ちこゝろづくのみ故に之を自性戒といふ即ち心の上に存なり向にいましむる心是戒なりと云しは之をいふなり唐土の孟子は人の性を善なりと云る即ちこの意なり此戒の心の上に存をしる是覺なり是佛の位に入なりと知べし

發願利生

發願利生とは慈悲の心を發して人に利益を與へ人を救ひ人を助くるなり夫佛の位に入ては佛の所作をなすこと當

然なり佛にして佛の所作をなさゞれば佛にあらず人にして人の所作をなさゞれば人にあらずと謂ふべきなり然れば受戒入位の身に於ては常に慈悲の心をもちて衆生に對し衆生を憐むべし自ら善心を發せばよしとのみ思わず他人をも勸めて善心を發さしむべし自ら成佛すればよしとのみ思はず他人をも導びきて成佛せしむべし宗祖大師は自ら未だ渡らざる先に他人を渡せよとさへ教へたまひ此菩提心即ち慈悲の心を發せしものは如何なる陋しき形のものと雖ども一切衆生の導師なり此心を發して後は縱令その身は六道に輪廻すと雖ども輪廻しながら其まゝ菩提

の行願なり即ちとりもなをさず佛の所作なり愚なる人は他人に先に利益を與ふれば自らは利益を被むることなしと謂へるこれ大なる誤りなり慈悲の行願は自他ともに普く利益を被むるなりと敎へたまへり是すなはち平等利益なりこの道理を合點せし上は今まで空しく過しことを悔ひ急ぎて發願すべし

行持報恩

行持報恩とは佛の敎によりて受戒入位せし身のありがたきを歡び佛道を行持して佛恩に報ゆるなり行持とは即ち佛道を行ひ持つなりこれまた難きことにあらず各々在家

の身に於ては日々の行ひ慈悲の心を離れず人道に違ふことなき是すなはち佛道なり大凡恩を受て恩としりながら恩に報ひざるものあらず諸佛諸祖この道を行持して今の世に傳へたまふこれ諸佛諸祖の報恩なり今我等またこの道を行持して後世に傳ふ是すなはち我等の報恩なり我等今の世を去れば再たび此娑婆世界に生れ來りて此衆生を救はんと願ふべく此娑婆の中にも此日本國に生れんことを願ふべし此娑婆に生れんと願ふはすなはち釋迦牟尼佛の生れたまひし娑婆なればなり此日本國に生れんと願ふは宗祖大師の生れたまひし國にして現在我々の生れ來り

て四恩を受し國土なればなり四恩とは父母の恩國王の恩三寳の恩衆生の恩なり三寳とは謂ゆる佛法僧の三寳にして衆生の恩とは人間同志のみならず畜類木石風土水火等に至る一切衆生相互に持つ持れつ相救ひ相助くるの恩なり此ほか更に報恩の大事あり宗祖大師敎へたまひて曰く諸佛とは釋迦牟尼佛のこととなり釋迦牟尼佛とは即ち心のこととなりと夫心とは果して誰の心ぞや即ち我々の心なるべし然れば我心これ佛なることあきらかなり然るをなほ心とはまたいかなるものぞやと疑ひ此こゝろを確かめ證らめんと欲せば更に明らかなる眼を具へし大德の師につ

きて參究すべし是ぞ報恩の一大事なるべし

維時明治二十四年四月佛生日

宗祖三十一世法孫春倪稽首香拜謹述

曹洞敎會修證義大意畢

定價金四錢

明治二十四年五月十九日印刷
明治二十四年五月二十日出版

版權登錄

著作者兼發行者　鴻春倪
東京市牛込區市ヶ谷藥王寺前町十四番地

印刷者　今村金治郎
東京市芝區愛宕下町四丁目一番地

發兌元　鴻盟社
東京市芝區愛宕下町四丁目一番地

共益商社印行

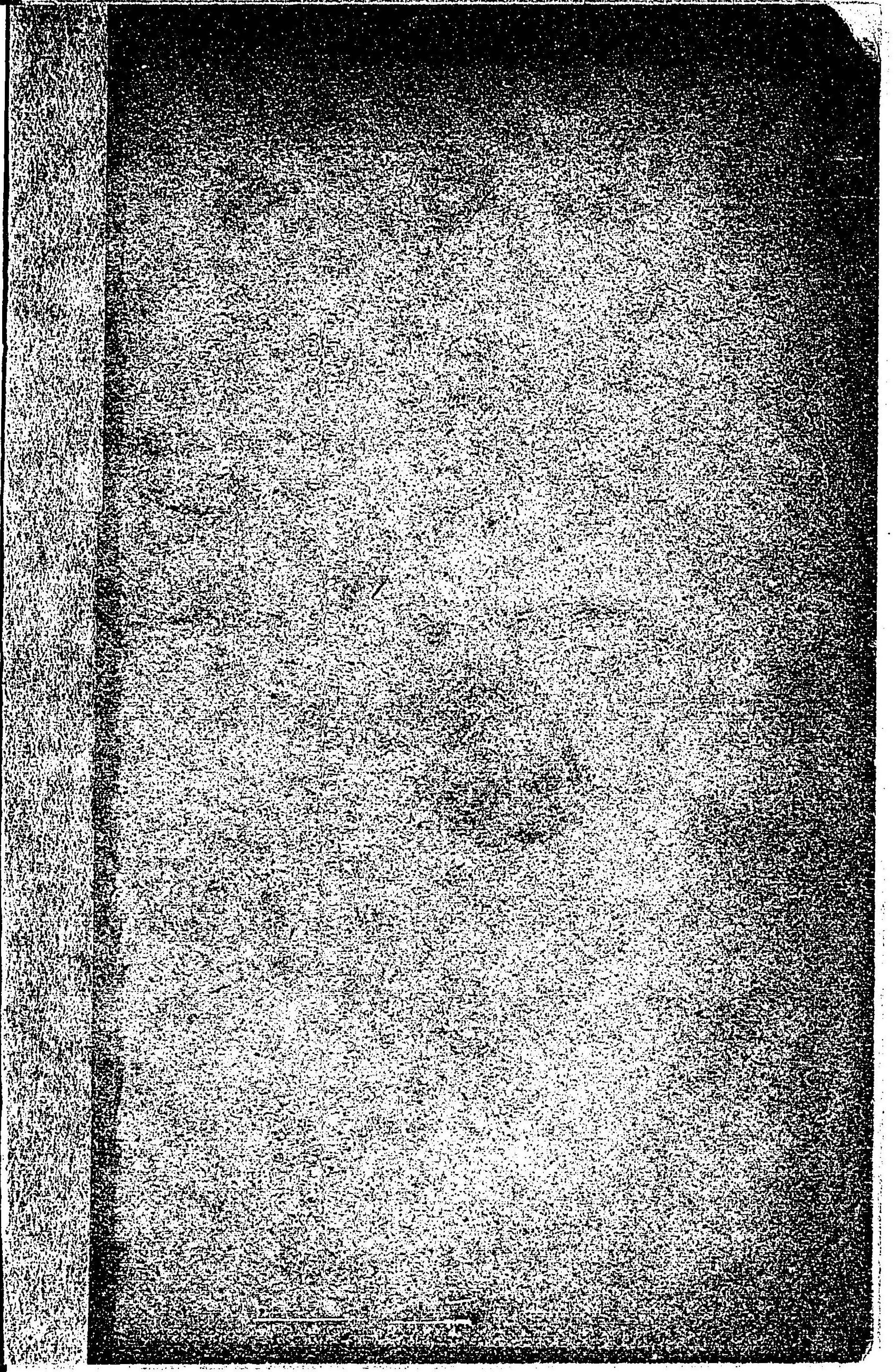

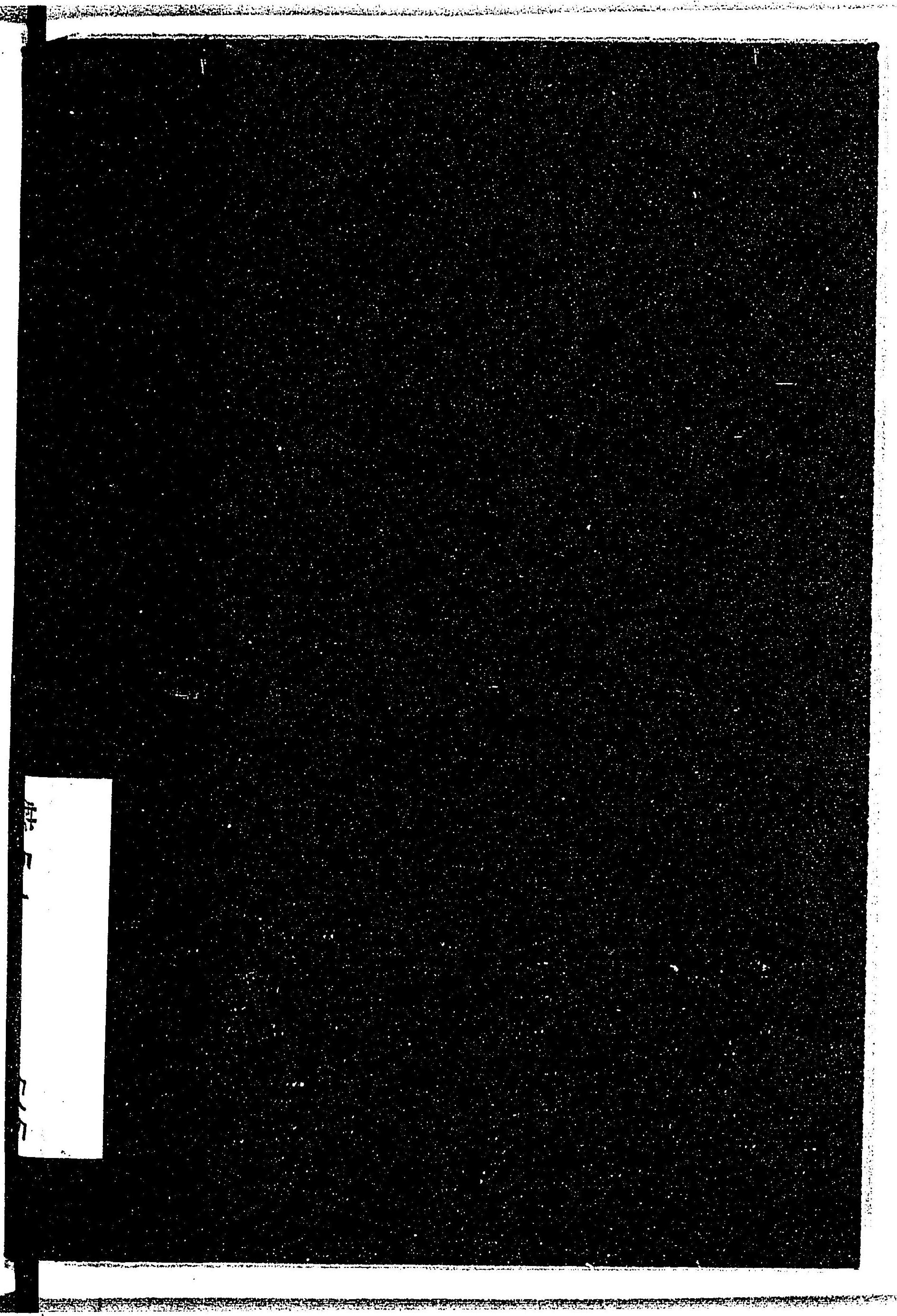

特51
515

曹洞教会修証義
大意

国立国会図書館

019666-000-5

特51-515

曹洞教会修証義大意

鴻春倪／著

M24. 5

ABG-0456